

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業等 について多く寄せられた質問

先日より、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及び電話相談体制整備事業に関して、意向調査の回答をいただきありがとうございます。

和歌山市としましても、より多くの医療機関の協力を得て市民が身近な医療機関で新型コロナウイルスの診療及び検査を受けられる体制を目指しています。

各先生方より寄せられた質問の中で、多く寄せられた Q&A をお知らせします。今後とも、インフルエンザ流行に備えた発熱患者の外来診療・検査体制にご協力いただきますようお願いいたします。

Q：「診療・検査医療機関」（仮称）の指定の要件および支援体制は

A：〈要件：和歌山県の場合〉

- ① 鼻咽頭・唾液・鼻腔いずれかの検体採取を行い、新型コロナの検査及び診療が実施可能な機関
- ② 空間的分離や時間的分離など、他の患者との動線分離、消毒、換気等感染対策が可能
- ③ 公表については、住民に対して公表、もしくは医療機関内での情報共有に活用 of いずれかに同意
- ④ G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）及び保健所への報告
〈国の支援体制〉

- ① 体制確保事業補助金（体制を設けたにもかかわらず、実際を受診者数が少なかった場合の支援）
- ② 感染防護具等の優先無償供給（マスク・ガウン・フェイスシールド・手袋）

Q：包括医療費制度（DPC）を導入しているため、コロナ検査を加えると負担が大きい。

A：検査料等が包括算定されている場合であっても、新型コロナの PCR 及び抗原検出を実施した場合、臨時的な取扱いとして、出来高で算定できることが示されています。

Q：指定申請後の時間変更や取り下げ等は可能か。

A：「診療検査医療機関」（仮称）に指定されたのち、診療時間や診療日を変更することは可能です。また申請についても随時受付可能です。

Q：新型コロナの検査を実施するにあたり、検体種別、検査方法は医師の判断で実施してよいか。

A：お尋ねのとおり、患者の状態、状況を判断いただき、検体及び検査方法の選択をお願いします。現在、PCR 検査については、医師会を通じた民間での PCR 検査体制も整備されています。また、抗原検査については、複数のメーカーより、抗原定性検査キットが薬事承認され発売されています。その中でも、採取した 1 検体を同一処理液によって COVID-19 とインフルエンザを同時検査可能な情報もあります。詳しくは、各メーカーにお問合せください。